鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第７６号

鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　動物の適正な飼育等（第６条―第８条）
第３章　動物の収容等（第９条―第１３条）
第４章　緊急時の措置等（第１４条―第１７条）
第５章　雑則（第１８条・第１９条）
第６章　罰則（第２０条―第２２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　動物　人が飼育（保管を含む。以下同じ。）する動物で、哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属するものその他規則で定めるものをいう。

⑵　飼い主　動物の所有者（所有者以外の者が飼育する場合は、その者を含む。）をいう。

⑶　飼育施設　動物を飼育するための工作物をいう。

⑷　飼い犬　飼い主のある犬をいう。

（市の責務）

第３条　市は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号。以下「法」という。）及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、市民と協力して実施するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（飼い主の責務）

第５条　飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼育するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は近隣に迷惑をかけないよう飼育しなければならない。

２　飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼育するよう努めるとともに、やむを得ず飼育することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

３　飼い主は、動物が繁殖してこれを自ら飼育し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　動物の適正な飼育等

（動物の飼い主の遵守事項）

第６条　飼い主は、その飼育する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　適正に餌及び水を与えること。

⑵　適正に飼育することができる飼育施設を設けること。

⑶　疾病の予防等の健康管理を行うこと。

⑷　汚物及び汚水を適正に処理し、飼育施設の内外を常に清潔に保つこと。

⑸　異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。

⑹　公共の場所又は他人の土地、建物等を汚染し、又は損傷させないこと。

⑺　逃げ出した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容に努めること。

⑻　地震、火災等の災害が発生したときは、可能な限り、保護するとともに、事故を防止するための措置を講ずること。

（犬の飼い主の遵守事項）

第７条　犬の飼い主は、その飼育する犬について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又は柵、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講じているときは、この限りでない。

ア　警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合

イ　飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

ウ　その他規則で定める場合

⑵　飼い犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

⑶　飼い犬の本能、習性、生理等を理解し、飼い犬に適したしつけを行うこと。

⑷　飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしたときは、直ちに当該

ふんをこれらの場所等から除去し、持ち帰ること。

⑸　飼い犬を飼育している旨の標識を、規則で定めるところにより、飼育施設（係留場所を含む。）のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい場所に掲示すること。

（猫の飼い主の遵守事項）

第８条　猫の飼い主は、その飼育する猫について、第６条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　首輪をつける等自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。

⑵　公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしないようにする等他人に迷惑をかけないためのしつけを行うよう努めること。

⑶　健康と安全保持の観点から、屋内での飼育に努めること。

第３章　動物の収容等

（野犬等の収容）

第９条　市長は、飼い犬以外の犬又は第７条第１号の規定に違反して係留等をされていない犬（以下「野犬等」という。）があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

２　前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

３　前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（収容の公示等）

第１０条　市長は、前条第１項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明

しているものにあっては当該飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものにあってはその種類、収容の日時及び場所その他必要な事項を規則で定めるところにより、３日間公示するものとする。

２　市長は、法第３５条第３項において準用する同条第１項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び法第３６条第２項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を収容したときは、規則で定めるところにより、その種類、引取り又は収容の日時及び場所その他必要な事項を３日間公示するものとする。

３　飼い主は、第１項に規定する通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した日の翌日までに、同項又は前項に規定する公示があった場合にあっては当該公示の終了する日の翌日までにその犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らなければならない。

（犬、猫等の譲渡等）

第１１条　市長は、法第３５条第１項本文の規定により犬又は猫を引き取ったとき、及び飼い主が前条第３項の期間内に犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

２　市長は、前項の規定により飼育に適する犬、猫等を処分するときは、規則で定めるところにより、当該犬、猫等に関する情報を公示して、その飼育を希望する者（これらを適正に飼育できると認められる者に譲渡することを目的として飼育する者として適当であると市長が認めるものを含む。）を募集するものとする。

３　市長は、前項の募集に応じて申し出た者がその犬、猫等を適正に飼育できると認めるときは、その者に当該犬、猫等を譲渡するものとする。

（野犬等の薬殺処分）

第１２条　市長は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、第９条第１項の規定による収容が著しく困難であると認

めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができる。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならない。

２　前項の規定による殺処分の方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

（感染症の予防）

第１３条　市長は、動物の飼い主に対し動物に起因する感染症の予防対策の普及啓発を行うよう努めるものとする。

第４章　緊急時の措置等

（事故発生時の措置）

第１４条　犬の飼い主は、その飼育する犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。

２　犬の飼い主は、その飼育する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

（措置命令）

第１５条　市長は、第７条第１号若しくは前条第２項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

⑴　第７条第１号の規定に違反している犬の飼い主にあっては、犬を係留し、又は柵、おりその他の囲いの中で飼育すること。

⑵　前条第２項の規定に違反している犬の飼い主にあっては、狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させること。

⑶　犬に口輪をかける方法により飼育すること。

⑷　その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な

措置

（立入調査等）

第１６条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（動物愛護管理員及び動物愛護技術員）

第１７条　市長は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

２　市長は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。

第５章　雑則

（手数料）

第１８条　第１０条第３項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、１頭、１匹又は１羽につき３，０００円に、当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数に３５０円を乗じて得た額を加えて得た額の手数料を徴収する。

（規則への委任）

第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　罰則

第２０条　第１５条の規定による命令（同条第２号に係るものを除く。）に違反した者は、１０万円以下の罰金に処する。

第２１条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。

⑴　第７条第１号の規定に違反した者

⑵　第１４条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

⑶　第１５条の規定による命令（同条第２号に係るものに限る。）に違反した者

⑷　第１６条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

⑸　第１６条第１項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第２２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年鳥取県条例第４８号）の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。